

本新株予約権の処分は行われなことになることとなります。

2. 処分の目的及び理由

(1) 本新株予約権の処分の経緯及び目的

①現状の当社の状況について

当社の事業展開は、現業である IT セキュリティ関連事業において、競合となる商品やサービス、企業間の競争が激化しており、収益が横ばいから減少傾向にあり利益の確保が一段と難しくなっていることから、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成 15 年 3 月期以降、連続している状況となっております。その結果、平成 20 年 3 月期以降、当時の当社会計監査人から、当社の継続企業としての前提に対し重要な疑義が存在するとの意見が付され、現在においても当該状況を解消するには至っておりません。また、平成 24 年 2 月 14 日付「平成 24 年 3 月期第 3 四半期決算短信」にて開示いたしましたとおり、平成 23 年 12 月末時点における純資産の額は△337,284 千円であり、継続して超過の状態にありました。当社は、債務超過の解消、運転資金の確保及び収益を生む新規事業のための資金確保を図るために、平成 24 年 2 月 20 日開示「第三者割当により発行される新株式（デットエクイティスワップ）及び第 39 回新株予約権の発行、債務免除に伴う特別利益の計上、主要株主である筆頭株主の異動並びに親会社の異動に関するお知らせ」の通り、デットエクイティスワップにより債務を解消し、さらに第 39 回新株予約権を発行し、運転資金と新規事業資金の調達を行うことにいたしました。結果、債務超過は解消されましたが、新株予約権の行使につきましては、引き受け先のファンドが純投資を目的としていたことから、当社の想定どおりに行われませんでした。結果的に、1250 個発行した新株予約権のうち 340 個（行使価額総額 29,070,000 円）の行使が行われましたが、大半の新株予約権は行使されず、当社の運転資金は厳しい状況となり、新規事業についても資金不足から進まないこととなりました。さらに、平成 25 年 2 月 14 日付「平成 25 年 3 月期第 3 四半期決算短信」にて開示いたしましたとおり、平成 24 年 12 月末時点における純資産の額は△151,502 千円となり、再び債務超過の状態となりました。平成 25 年 3 月期第 3 四半期においてカード事業に係るソフトウェアについて減損損失を計上したことから資産の額が 27,958 千円となり、同第 3 四半期累計期間における売上高についても 44,792 千円と前年に比べて半分程度に落ち込み何らかの資金調達を行わなければ会社の運営が困難となる状況に陥っております。このような状況の中で、太陽光システム販売事業を軌道に乗せるべく取り組み、事業化が難しい事業については整理するなどリストラを進め、会社の再建に向けた新たな前向きな活動を行いつつありますが、未だその途上にあり、運転資金不足で満足に活動できない状況であります。また、平成 25 年 5 月 28 日付「平成 25 年 3 月期決算短信」及び平成 25 年 7 月 1 日付「平成 25 年 3 月期決算短信の一部訂正について」にて開示いたしましたとおり、平成 25 年 3 月末時点において 535,136 千円の債務超過状態に陥り、同日付で大阪証券取引所より「債務超過」の猶予期間入り銘柄となっております。平成 26 年 3 月 31 日までに債務超過の状態から脱しなければ上場廃止となる状況であり、平成 25 年 11 月 14 日開示「平成 26 年 3 月期第 2 四半期決算短信」においても 558,854 千円の債務超過となっております。当該状況におきまして、借入等で資金を調達し、債務超過額を拡大することはできうる限り避けるべきであり、当面の必要不可欠な資金を資本で調達することは誤った経営判断ではないと判断いたしました。

②事業資金の必要性について

当社は現状の資金繰りとして、平成 25 年 11 月末時点における現預金残高は約 200 万円であり、月額数百万円の資金不足は続いていることから、事業運営の継続を図る上でも、現時点において営業活動による資金増加は厳しい環境であります。近い将来何らかの資金調達がなされない場合、慢性的な資金不足の状況

からさらに悪化し、会社の運営自体がストップすることとなります。また、当社の9月末時点における純資産の額は△558,055千円であり、なんとか運転資金の借入先を見つけ、必要最小限の資金を調達することでしのいでおりましたが、現状は、資金の借入先を見つけることは不可能となっております。

業績の悪化とあわせまして、平成24年10月17日付「親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」、平成24年10月31日付「その他の関係会社の異動に関するお知らせ」、平成24年11月1日付「主要株主の異動に関するお知らせ」、平成25年2月5日付「主要株主の異動に関するお知らせ」でそれぞれ開示しましたとおり、親会社である筆頭株主であったピエラレジェンヌ株式会社から当社株式が大量に移動され、市場で売却されたこと等が原因で、当社の株価は下落することとなりました。

このような厳しい財政状況のもとで、第39回新株予約権の引き受け先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundに行使要請を行いました。純投資を目的としていた引き受け先にとって現状の株価で行使を行うことは経済的合理性が成り立たないため、当社の資金計画通りには行使は進みませんでした。当社は、資金の借入等を行いながら何とか再建のための事業計画の策定を行っておりますが、現状は、平成25年5月7日「会計監査人辞任に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、会計監査人への監査報酬が支払えず、会計監査人が辞任し、平成25年5月27日開示「一時監査人選任に関するお知らせ」のとおり一時監査人を選任したものの50日以内に決算短信が開示できない事態が発生しました。平成25年6月26日に定時株主総会を何とか開催いたしました。資金調達の遅れから選任した取締役が就任を承諾しないこととなりました。さらに、平成25年6月27日「訴訟の判決に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、係争中であった裁判について当社の主張が全く受け入れない判決が出、平成25年6月28日「特別損失の発生に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、訴訟損失引当金として3億5千万円を計上することとなりました。

当社は現在、借入により運転資金を賄っており、非常に厳しい状況におかれています。今後の事業展開を行うために、まずは最低限の必要資金を確保し、債務超過の解消及び当社の再生を行うための資金計画を立てる必要がありますが、運転資金の枯渇から、上場維持に支障をきたすことになりかねない状況にあります。当該状況を打破するための様々な施策を講じるのに必要な資金を調達することは、既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

当社の損益状況は、現時点においても営業損失、及び当期純損失を継続して計上する状況であり、財務状態は、債務超過状態にあることから、極めて厳しい状況となっております。

このような状況の中で既存事業の営業活動の開始及び利益貢献できる事業の拡充を行う必要があると考えており、当社の資金需要を満たす資金調達の方法について、検討してまいりました。

公募増資については、現時点において、当社は継続企業の前提に疑義が生じる状態であり、また継続して無配の状況であることから、公募増資を選択することは難しいと考え、また借入れについては、今般の処分予定先を含め、借入れ見込み先に打診を行ったものの、当社の想定する期間、融資条件で借入先を見つけることができませんでした。そこで、第三者割当増資を選択することと致しました。

その上で、株式による第三者割当を検討し、割当予定先を探すことといたしましたが、当社の現在の状況を踏まえた結果、現時点では、割当予定先を見つけることはできておりません。よって、当社が現時点において保有する自己新株予約権を処分することが、スピード、コスト、並びに今般処分を予定しております処分予定先との協議により、処分予定先の方針として、権利行使時の株価が権利行使価額を下回っている状況であっても権利行使を行う旨の方針であると伺っていることから、現時点における選択肢の中では、合理的なものであると考え、今般の自己新株予約権の処分を決定致しました。

なお、処分予定先との協議により、本新株予約権の権利行使については、即時権利行使を進めていく予定であるとの回答を得ており、また、処分予定先との間で締結する売買契約書において、新株予約権取得後、処分予定先が、即時に全ての新株予約権を行使する旨の規定が定められているほか、処分予定先から口頭により、株価にかかわらず全ての新株予約権の行使を行う旨の確約を得ております。

以上により当社は、現時点で選択し得る最良の方法として、自己新株予約権の処分による資金調達を採用することといたしました。

なお、処分予定先からは、権利行使により取得した新株式は、基本的には中長期保有を行う方針ではあるが、当社は債務超過状況にあり、上場廃止の可能性が十分にあるため、保有方針については期間を設けられないと判断し、保有方針については確約できない旨を伺っております。また、空売りや借株を行わない予定である旨を伺っております。

また、処分予定先が保有株式の売却を行う際には、処分先は本新株予約権の行使により付与された当社普通株式について、市場動向を勘案しながら売却する方針であり、株式市場への影響を常に留意すると伺っております。本件処分だけでは債務超過の解消には至りませんが、新株予約権の権利行使がなされることで、運転資金が確保され、会社が継続するための最低限の資金を得ることができることから、自己新株予約権の処分を決定いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴

(i) 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

- ①当社は、本新株予約権者に10 取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。
- ②行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。
- ③行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。
- ④行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。
- ⑤当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前行使停止要請の解除が可能です。当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

(ii) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権の処分期日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を処分価額相当額で取得することができます。処分価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権処分後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。

(iii) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

本新株予約権者は、本新株予約権の処分期日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得

希望日から5取引日前までに事前通知を行い、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の処分価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有します。

(iv) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ①本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ②本新株予約権の買受契約により、処分予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、処分予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

3. 調達する資金の額

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	78,032,500円
② 諸費用の概算額	750,000円
③ 差引手取概算額	77,282,500円

- (注) 1. 諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 諸費用の内訳は、反社会勢力との関連性調査費用として25万円、新株予約権価格算定費用として株式会社渋谷国際会計事務所にて20万円、その他登記費用等として30万円であります。
3. 登記費用につきましては、新株予約権の行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。
4. 反社会勢力との関連性調査費用に関する依頼先は以下の通りであります。
反社会勢力との関連性調査：株式会社セキュリティ&リサーチ
(東京都港区赤坂 代表取締役 羽田 寿次)

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
① 未払金の支払い	20,380	平成25年12月～平成26年1月
② 人件費等販売管理費及び運転費用	29,226.5	平成25年12月～平成26年3月
③ 借入金及び支払利息返済	27,676	平成25年12月

- (注1) 差引手取概算額77,282,500円につきましては、当社の事業の継続維持に資する部分の資金として2,922.65万円、及び当社の未払金約1億円の一部として2,038万円、当社の事業を継続させるために借り入れた短期借入金約1億1千万円の一部返済金として、2,767万円を充当いたします。
- (注2) 未払金の支払いについて、主なものは以下の通りであります。家賃300万円、人件費300万円、監査費用300万円、サーバー管理費300万円、税金等200万円、証券代行費用100万円、健康保険等100万円、弁護士費用等100万円、その他300万円であります。
- (注3) 上記、調達資金につきましては、支出までの間、銀行口座において資金管理する予定です。

4. 資金使途の合理的な考え方

当社は、運転資金の不足から満足な営業活動を行うことができず、売上をたてることが不可能な状況に陥っております。ある程度の運転資金を調達しなければ、事業活動どころか企業として存続することさえできない状態にあります。

本新株予約権の行使により得た資金により、数ヶ月間会社を維持するために借り入れた資金の一部返済、

必要最低限の未払金の返済、来年3月までの運転資金の確保が可能となり、債務超過を解消し、会社を再建するための施策を講じるための期間を設けることができ、資金不足から満足に行えなかった営業活動も行えるため、業績を回復させるための第一歩であると考えております。

以上より、資金使途は合理的であると判断いたしました。

5. 処分の条件の合理性

(1) 払込価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の処分価額250円は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の処分決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の処分要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の処分価額は、第三者機関（商号：株式会社渋谷国際会計事務所、住所：東京都渋谷区渋谷1丁目17番1号）に算定を依頼した上で決定しております。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価627円（平成25年12月19日の終値）、権利行使価格684円、ボラティリティ33.23%（平成23年8月から平成25年11月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間（平成25年12月24日～平成26年3月29日）、無リスク金利0.084%（2014年3月20日償還の中期国債82(5)レート）、配当率0.00%、市場リスクプレミアム8.7%、対指数 β 0.295%、信用スプレッド53.68%、等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき251.25円との結果を得ております。

上記、算定結果を参考に割当予定先と交渉した結果、双方の合意に基づき、本新株予約権の1個当たりの処分金額を250円といたします。

また、本新株予約権については、処分予定先が本年度内にすべての権利行使を行うことを前提としております。

株価の希薄化については、発行済株式数が増加し、既存株主の議決権の総数に対する割合は希薄化いたしますが、本新株予約権の行使につきましては、本日の時価よりも高い行使価額で新株を発行するため、1株当たり企業価値の希薄化の影響は考慮に入れないものとしております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式1営業日当たり6,509株（最近6ヶ月間の日次売買高の中央値である26,036株の25%）ずつ売却できる前提を置いております。

なお、新株予約権の処分において有利発行が問題となった裁判例に照らし検討を行いました。

処分時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された処分価格とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると解されること、この場合における「新株予約権の公正な価値」は、現在の株価、権利行使価格、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の処分時点における価額（オプション価額）をいうと解されるという算定機関からの助言を得ております。

このような判断の過程を経て、平成25年12月20日開催の取締役会において、本新株予約権の処分条件について十分討議、検討を行い、有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、行使価額684円は本ファイナンスに係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均489円に対しては39.8%のプレミアム、前日までの最近3か月平均397円に対しては72.2%のプレミアム、前日までの最近6か月平均367円に対しては86.3%のプレミアムであります。

本新株予約権の処分価額は、取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定しました。取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定したのは、当社の現状による株価への影響を織り込んだ前日の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断したためであり、また、本新株予約権の処分価額は処分予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、本件第三者割当による新株予約権の処分価額につきましては、当社監査役3名全員（社外監査役2名）から、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の処分は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

当社監査役が適法であるという判断にいたった理由として、当社監査役は、有利発行が問題となった公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価（627円）、権利行使価額（684円）、ボラティリティ（33.23%）、行使期間（平成25年12月20日～平成26年3月29日）、無リスク金利（0.084%）、配当率（0.00%）等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社とは取引関係がなく、当社と重要な利害関係がない独立した専門会社である株式会社渋谷国際会計事務所を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の処分価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を大きく下回らない金額として決定されていることから、本新株予約権の処分は有利発行に該当しないと結論を導いております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合、113,750株（議決権の個数113,750個）となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は22.48%となります。なお、平成25年12月20日現在における発行済株式総数505,814株に基づく議決権の数505,814個を分母として希薄化率を算出しております。

今回のファイナンスは、当社の当面の運転資金を確保する観点から、本件資金調達における資金調達額は、望ましいものと考えております。また、今回のファイナンスにより、22.48%の希薄化が生じることとなりますが、その資金使途は、当社が事業を継続していくために必要不可欠の資金であることから、将来的には、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を向上させるものであることと判断しております。

以上により、平成25年12月20日開催の当社取締役会において、本新株予約権の処分を決議いたしました。

6. 処分予定先の選定理由等

（1）処分予定先の概要

（1）名 称	株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパン
（2）所 在 地	東京都中野区中央二丁目 58 番 10 号
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役 濱野 尚
（4）事 業 内 容	ファッション衣類及びその他ファッション雑貨の企画、製造、販売及び輸出入
（5）資 本 金	1,000 万円
（6）設 立 年 月 日	平成 25 年 8 月 27 日
（7）発 行 済 株 式 数	10 万株
（8）決 算 期	8 月
（9）従 業 員 数	10 名
（10）主 要 取 引 先	株式会社西武百貨店 株式会社小田急百貨店 株式会社東急百貨店

(11) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行 中野支店		
(12) 大株主及び持株比率	濱野 尚 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社取締役野瀬と濱野社長とは3年前、過去に野瀬が経営していた会社において、ブランド立ち上げの仕事の際、事業上の付き合いがありました。当社と当該会社との間には、取締役、従業員の兼任はございません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。しかしながら、本日同時に開示いたしました「資本業務提携のお知らせ」の通り、今後取引を行っていく予定であります。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 当該会社の最近3ヵ年の経営成績及び財務状況			
決算期			平成26年7月期 (平成25年11月末現在)
純資産			8,200万円
総資産			11,200万円
1株当たり純資産			820円
業務提携先が、設立後間もないため、最近3年間の経営成績はありません。			

(2) 処分予定先を選定した理由

処分予定先である株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパンは、当社取締役野瀬有孝の当社在籍前からの付き合いである濱野氏が自身の行うアパレル業の一つとして本年設立した会社であります。

当社は、資金不足の現状を株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパンの代表取締役である濱野氏に相談し、新株予約権の処分予定先に関する相談を行いました。その結果、当社の今後の事業計画についてご理解を頂き、株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパンにて新株予約権を引き受ける旨了承頂きました。

処分予定先である株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパンは、設立したばかりの会社ではありますが、イギリスの新進気鋭の靴を中心としたブランドであるジュリアン・ヘイクス ロンドン社と日本での独占販売契約を締結し、既に大手百貨店からの引き合いが多数来ております。株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパンは今後、当社と提携関係を築きジュリアン・ヘイクス以外にも海外ブランドを日本で販売していくことを視野に入れており、協力関係を築いていくことができることから、処分予定先として適切であると判断し、本新株予約権の処分予定先として同社を選定いたしました。

また、当社は、本新株予約権の処分予定先、処分予定先の役員、及び関係会社（以下「処分予定先等」）が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認しております。処分予定先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに処分予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局

から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂 代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼しました。その結果、処分予定先について反社会的勢力の影響を受けている事実がないことの回答を得られました。処分予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったことの回答を得たことから、当社としては、問題のない人物であると考えております。

上記の通り、処分予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その結果、当社として、処分予定先及び処分予定先の役員等についても反社会的勢力とのかかわりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

（3）処分予定先の保有方針

処分予定先である株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパンは、本新株予約権の権利行使により取得した株式は、基本的には中長期保有する方針であります。平成26年3月31日までに当社の債務超過状態が解消されなければ上場廃止となるため、現時点においては保有方針を定めることができないと説明を受けております。当社は、債務超過の猶予期間入り銘柄であり、平成26年3月31日までに債務超過状態が解消されなければ上場廃止となることから、現時点において当社としても中長期保有といったお願いすることは困難であります。当社の債務超過状態が解消され、事業基盤の確立により企業価値が増大した際に改めて中長期的に渡り保有を行うか否かを決定することとしております。

（4）処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の発行における処分予定先である株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパンからの払込みに要する財産の存在については自己資金である旨の説明を受けております。資金の性質については、今回、ジュリアン・ヘイクスを国内で大規模に展開していく上で、比較的大ロットの商品の売買が成立し、手付金として前払いを受けた利益の一部であるとの説明を受けております。

また、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、同社の預金残高を確認させていただくことをもって、十分な預金を保有していることを確認しております。よって、本新株予約権の行使に要する財産を保有しているものと判断しております。

（5）株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と処分予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成25年9月30日現在）		処分後	
ベンチマーク投資事業組合	3.45%	株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパン	18.35%
福山 哲博	1.97%	ベンチマーク投資事業組合	2.81%
福島 十善	1.97%	福山 哲博	1.61%
荒井 秀幸	1.76%	福島 十善	1.61%
大木 慶子	1.58%	荒井 秀幸	1.44%
ピエラレジェンヌ(株)	1.57%	大木 慶子	1.29%
阿波 毅	1.47%	ピエラレジェンヌ(株)	1.28%

本間 正	1.26%	阿波 毅	1.20%
田丸 浩二	1.24%	本間 正	1.03%
小野 勇吉	1.22%	田丸 浩二	1.01%

(注1) 上記表、「処分前」については、平成 25年9月30日現在の株主名簿の記載を基礎とし、その後現在までの間に判明している持分の変動を追記したものであります。

なお、杉浦宏樹氏については、平成25年9月30日現在の株主名簿に記載されておりましたが、平成25年10月22日開示「主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の通り、杉浦宏樹氏の所有株式は10月17日の時点で34,245株となり持株比率は6.77%となっております。さらに、当社は、平成25年11月6日に同氏により提出された大量保有報告の変更報告書により、平成25年10月29日に同氏の所有株式数は0株となり持株比率は0%となっていることを確認していることから表から削除しております。

(注 2) 当該新株予約権は、行使までは潜在株式として処分予定先に保有されます。その後、処分予定先による新株予約権の行使状況、及び権利行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

8. 今後の見通し

当社は、本件エクイティ・ファイナンスの実行で、必要最低限の運転資金の調達を行うことができます。今後、債務超過解消のための様々な施策を行う準備が整い、当社の再生のための第一歩となっていくものと考えられます。しかしながら、具体的な影響につきましては、改めて算定し、適時お知らせいたします。

【企業行動規範上の手続きに関する事項】

本件第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：千円）

	平成 23 年 3 期	平成 24 年 3 期	平成 25 年 3 期
売上高	196 百万円	116 百万円	46 百万円
営業利益	△334 百万円	△174 百万円	△132 百万円
経常利益	△341 百万円	△179 百万円	△140 百万円
当期純利益	△411 百万円	△166 百万円	△572 百万円
1株当たり当期純利益	△2,646.46 円	△1,061.12 円	△1,156.41 円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	△1,035.22 円	21.46 円	△2,339.46 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 12 月 20 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	505,814 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）	114,186 株	22.57%

における潜在株式数	
-----------	--

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	2,765 円	733 円	1,200 円
高 値	3,970 円	1,479 円	1,288 円
安 値	652 円	630 円	330 円
終 値	687 円	1,200 円	474 円

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	460 円	301 円	339 円	319 円	315 円	364 円
高 値	728 円	410 円	383 円	333 円	449 円	456 円
安 値	285 円	300 円	315 円	299 円	300 円	344 円
終 値	316 円	343 円	320 円	310 円	358 円	391 円

③ 発行決議日（又は前日）における株価

	平成25年12月19日
始 値	664 円
高 値	665 円
安 値	611 円
終 値	627 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成24年3月30日
調達資金の額	322,759,896 円
発行価額	1,048 円
募集時における発行済株式数	155,337 株
当該募集における発行株式数	307,977 株
募集後における発行済株式数	463,314 株
割当予定先	ピエラレジェンヌ株式会社
発行時における当初の資金用途	ピエラレジェンヌ株式会社が当社に対して有する金銭債権元本への現物出資
発行時における支出予定時期	現物出資のため該当しません
現時点における充当状況	現物出資のため該当しません

・第39回新株予約権

割当日	平成24年3月30日
-----	------------

発行新株予約権数	1,250 個
発行価額	本新株予約権 1 個当たり 550 円 (総額 687,500 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	95,418,750 円 (差引手取概算額)
割当先	Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド) Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテ ジー・ファンド)
募集時における発行済株式数	155,337 株
当該募集における潜在株式数	156,250 株
現時点における行使状況	行使済株式数 42,500 株 (残新株予約権数 910 個、行使価額 684 円)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	20,816,500 円
発行時における当初の資金用途	運転資金、新規事業費用
現時点における充当状況	全額、運転資金に充当

以 上

(別紙) 新株予約権発行要項

平成 24 年 2 月 20 日にお知らせしております、「第三者割当により発行される新株式 (デットエクイティスワップ) 及び第 39 回新株予約権の発行、債務免除に伴う特別利益の計上、主要株主である筆頭株主の異動並びに親会社の異動に関するお知らせ」における「第 39 回新株予約権 発行要項」は以下の通りです。

インスパイアー株式会社
第 39 回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称	インスパイアー株式会社 第 39 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)	
2. 本新株予約権の発行価額の総額	金 687,500 円	
3. 申込期日	平成 24 年 3 月 30 日	
4. 割当日及び払込期日	平成 24 年 3 月 30 日	
5. 募集の方法	第三者割当ての方法により、以下のように割当てる	
	Brillance Hedge Fund	625 個
	Brillance Multi Strategy Fund	625 個
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法	(1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 156,250 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は 125 株とする。) 但し、本項第 (2) 号及び第 (3) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。	
	(2) 当社が第 10 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額 (同第 2 項に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。	
	$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$	
	(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項「行使価額の調整」第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。	
	(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。	
7. 本新株予約権の総数	1,250 個	
8. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額	550 円	
9. 本新株予約権の行	(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行	

使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、金 684 円とする（以下「当初行使価額」という。）。ただし、第 10 項及び第 11 項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整	(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。
	$\frac{\text{調整後行使価額} - \text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$
	(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
	①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
	②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
	③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が

	<p>取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>
	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p>
	<p>(4) その他</p>
	<p>①行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。</p>
	<p>②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号③の場合は基準日。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>
	<p>③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p>
	<p>(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p>
	<p>①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p>
	<p>②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p>
	<p>③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
	<p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>

11. 本新株予約権の行使請求期間	平成24年3月30日から平成26年3月29日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
14. 新株予約権の取得請求	本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第21項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。
15. 新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使制限	(1) 当社は本新株予約権者に対し、10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下、「行使禁止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は平成25年4月1日までとする。 (2) 前号に拘わらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、金融商品取引所が定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）
19. 新株予約権の行使請求の方法	(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第11項に定める行使請求期間中に第21項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第21項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

20. 株券の不発行	当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
21. 行使請求受付場所	当社 経営管理部
22. 払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 目黒駅前支店
23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産について	新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定した。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりとする。
24. その他	(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
	(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
	(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。